

テーマ：面接指導実施医師の養成について

■2024年4月より全ての医療機関において「医師の健康を守る働き方の新ルール」が始まります。勤務医の健康を守るためのルール（追加的健康確保措置）が設けられ、時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師に対して、面接指導を実施する必要があります。今号ではこの面接指導を実施する医師について、取り上げます。

●面接指導実施医師とは

長時間労働となる医師一人ひとりの健康状態を確認し、必要に応じて、管理者が就業上の措置を講ずることを目的に面接指導を実施する医師を指します。面接指導実施医師になるためには、必要な研修（面接指導実施医師養成講習会）を受講し、修了することが求められます。

（役割）

- ① 面接に必要な客観的データをもとに、面接指導対象医師から長時間労働による健康に関する課題を聴取（勤務の状況・睡眠の状況・疲労の蓄積の状況・その他）
- ② 長時間労働によるバーンアウト等を評価
- ③ 面接指導対象医師へ、医学的知見を踏まえ、睡眠や休息等に関する助言、環境調整に関する助言、及び保健指導の実施
- ④ 就業上の措置の必要性を判断し、意見書の作成

●面接指導実施医師養成講習会

上記、4つの役割を担うために必要なカリキュラムで構成された厚生労働省「面接指導実施医師養成講習会」は、全てオンラインで、医師免許を有する者であれば受講可能です。すべて無料で、カリキュラム動画を全章視聴するほか、確認テストに全問正解することで修了証が発行されます。

動画視聴は約200分、確認テスト20問。

※詳しくは専用ナビをご参照ください。

医師の働き方改革
面接指導実施医師
養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

<受講の流れ>



修了証が発行されたのち、より効果的な面接指導の実施方法を習得するための任意研修「ロールプレイ研修」も用意されています。面接指導技術の向上や、実際の面接指導を想定したシミュレーションを行うことが可能であり、厚労省は併せてこの研修を受講することを推奨しています。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ